

令和4年5月26日

電気柵補助金規定

有害鳥獣駆除推進協議会

- 第1条 有害鳥獣駆除推進協議会における有害鳥獣対策として電気柵を設置する経費の一部について有害鳥獣駆除推進協議会の規定に基づき交付する。
- 第2条 補助金交付の対象者。町内で農業を営む農業者が農作物被害を防止するため電気柵を設置する者。(町内の耕作地への設置に限る)
- 第3条 補助金の交付については、1戸1回限りとし補助金の額は設置費用に係る金額の3分の1とし限度額を5万円とする。但し、算出額100円未満の端数は切り捨てる。
- 第4条 本規定に関する予算は、総会で決定し予算執行については申し込み順として、該当年度の予算に達し次第終了とする。
- 第5条 申請受付 申請者は、有害鳥獣被害電気柵補助交付申請書を提出する。
- 第6条 申請書の決定は、有害鳥獣被害電気柵補助交付申請書と申請者が補助金交付対象者に該当することを確認したうえで決定する。
- 第7条 申請の期限 該当年度の電気柵補助金に係る申請手続き終了は11月末日までに完了するものとする。
- 第8条 補助金の支払いは申請者より領収書の提出をうけ、領収書をコピーし領収書は申請者に返還する。補助金の支払いは、領収書の提出を受けた月の翌月末日までに振込み事業を完了する。

電気柵補助交付申請書

年 月 日

有害鳥獣駆除推進協議会長 様

申請者 住所 飯島町
氏名

印

下記の通り補助金の交付を受けたいので、電気柵補助金規定により下記の通り申請します。

記

設置所在地	飯島町 番地
設置個所面積	m ²
設置総額	円
補助金見込額	設置金額×1/3(100円未満切捨て)
添付書類	1.見積書の写し 2.設置場所の図面

事務局使用欄

補助金交付対象者	該当農業者補助金対象 ○ ×
補助金額の決定	設置金額×1/3(100円未満切捨て) 50,000円以下 円
申請期限	領収書提出期限11月30日締切 令和 年 月 日
補助金振込年月	令和 年 月 日
備考	